

実践

税務調査

税理士 牧野 義博



調査官は、使用者に対する多額の未払算賞与がある法人について、臨場調査により経理処理の適否を検討しています。

調査官 期末に使用者に対して決算賞与を未払金として計上していますので、その事実関係を教えてください。

担当者 事業年度末に計上した使用者

- ・その支給額を、各人別に、かつ、同様に満たす賞与
- 第2号賞与 次の要件のすべてを満たす賞与
- 第1号賞与 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来をしている賞与については、その事業年度において支給されたものとする（使用者にその支給額が通知をされているもので、かつ、支給予定日又は通知をした日の属する事業年度において、その支給額につき損金経理をしているものに限る。）

- 第3号賞与 第1号、第2号賞与以外の賞与で、賞与が支払われた日の属する事業年度とする
- 以上のように3つの区分により判定を行っています。
- 担当者 趣旨はわかりました。
- 調査官 決算賞与として処理をされたものについて、3つの区分に当てはめてみます。
- 就業規則には具体的な決算賞与の支給予定日は定められていません。



イラスト 渡辺 正義

使用者決算賞与の未払金処理

の決算賞与の支給総額は、税引前純利益に11・5%の割合をかけた金額を基に算出しており、各人別の支給割合も作成しております。

調査官 賞与に関する決まりはありますか。

担当者 はい。就業規則にあります。調査官 上半期と下半期に支給をする定めはありますが、決算賞与については決められていませんね。

担当者 はい。それが何か問題になりませんか。

調査官 法人税法施行令第72条の3（使用者賞与の損金算入の時期）に、使用者に対する賞与の取扱規定があります。具体的には、

- 第1号賞与 労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与については、その事業年度において支給されたものとする。（使用者にその支給額が通知をされているもので、かつ、支給予定日又は通知をした日の属する事業年度において、その支給額につき損金経理をしているものに限る。）
- 第2号賞与 第1号、第2号賞与以外の賞与で、賞与が支払われた日の属する事業年度とする
- 以上のように3つの区分により判定を行っています。
- 担当者 趣旨はわかりました。
- 調査官 決算賞与として処理をされたものについて、3つの区分に当てはめてみます。
- 就業規則には具体的な決算賞与の支給予定日は定められていません。

時期に支給を受けるすべての使用者に対し通知をしていること

- 通知をした金額を、その通知をしたすべての使用者に対し、その通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること

第1号賞与には該当しません。
次に決算賞与について、事業年度末の翌日から1か月以内に使用者に支払っていませんから、第2号賞与にも該当しません。つまり今回の決算賞与は第1号賞与又は第2号賞与のいずれにも該当しません。第3号賞与に該当します。

担当者 それで、結論はどうなるのですか。

調査官 決算賞与が実際に支払われた事業年度において損金に算入すべきもので、未払金経理は認められません。

担当者 分かりました。

調査官 決算賞与が実際に支払われた事業年度において損金に算入すべきもので、未払金経理は認められません。

- 規則で定められた支給予定日が到来していると認められませんから、第1号賞与には該当しません。
- 次に決算賞与について、事業年度末の翌日から1か月以内に使用者に支払っていませんから、第2号賞与にも該当しません。つまり今回の決算賞与は第1号賞与又は第2号賞与のいずれにも該当しません。第3号賞与に該当します。